

2016年度町田市教育委員会

第5回定例会会議録

- 1、開催日 2016年8月5日
- 2、開催場所 第三、第四、第五会議室
- 3、出席委員
- | | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 佐藤 | 昇 |
| 委員 | | 八並 | 清子 |
| 委員 | | 森山 | 賢一 |
| 委員 | | 坂上 | 圭子 |
| 教育長 | | 坂本 | 修一 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | | |
|-------------|----|----|
| 学校教育部長 | 吉川 | 正志 |
| 生涯学習部長 | 北澤 | 英明 |
| 教育総務課長 | 市川 | 裕之 |
| 教育総務課担当課長 | 小宮 | 寛幸 |
| (学校運営支援担当) | | |
| 施設課長 | 岸波 | 達也 |
| 施設課学校用務担当課長 | 桑原 | 一貴 |
| 学務課長 | 田中 | 利和 |
| 施設課担当課長 | 細川 | 智 |
| 施設課担当課長 | 平川 | 浩二 |
| 学務課担当課長 | 峰岸 | 学 |
| 保健給食課長 | 佐藤 | 浩子 |
| 指導室長 | 宮田 | 正博 |
| (兼) 指導課長 | | |
| 指導課担当課長 | 藤原 | 広志 |
| 指導課統括指導主事 | 熊木 | 崇 |
| 教育センター所長 | 勝又 | 一彦 |

教育センター担当課長	黒澤 一 弘
教育センター統括指導主事	高橋 博 幸
生涯学習部次長	小口 充
(兼) 生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	早出 満 明
(兼) 総務係長	
生涯学習総務課担当課長	貴志 高 陽
(兼) 文化財係長	
生涯学習センター長	板橋 かおる
生涯学習センター担当課長	鈴木 亘
図書館長	近藤 裕 一
図書館市民文学館担当課長	河井 康 雄
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中嶋 真
図書館担当課長	吉岡 一 憲
書 記	小泉 宣 弘
書 記	深川 美 緒
書 記	西郷 佳 代
速 記 士	帯刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第27号	2016年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(2015年度分)報告書について	原案可決
議案第28号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原案可決
議案第29号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第30号	教育委員会職員の7月31日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第31号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることに	

	について	承	認
議案第32号	2017年度使用教科用図書（小学校）の採択について	原 案	可 決
議案第33号	2017年度使用教科用図書（中学校）の採択について	原 案	可 決
議案第34号	2017年度使用教科用図書（特別支援学級）の採択について	原 案	可 決
議案第35号	都費負担教職員の服務事故に係る処分の内申について	原 案	可 決

7、傍聴者数 2名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長 ただいまから町田市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第29号、第31号及び第35号は非公開案件ですので、日程第4、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第5として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、何点か報告させていただきます。

まず7月1日でございますが、南アフリカ共和国の特命全権大使が町田第四小学校を訪問されましたので、各教育委員とともにお迎えをいたしました。これは町田市が2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける南アフリカ共和国のホストタウンに決定したことを受けまして、同国のベリル・ローズ・シスル駐日特命全権大使が町田市長を表敬訪問されて、その後、同校に来校されたものでございます。

異国の特命全権大使が東京都の中の一自治体を訪問されることはめったにないことと聞いておりましたので、町田第四小学校では、6年生が鼓笛隊の演奏で、5年生が南アフリ

カ共和国の旗を振ってお迎えをし、その後、5年生の社会科の授業で、南アフリカについて調べたグループ発表を参観していただきました。

また、大使一行には、香辛料を使った南アフリカ料理の給食を、子どもたちと一緒に召し上がっていただきました。同校の熱烈な歓迎とおもてなしに、シスル大使も大変感激されまして、「素晴らしいおもてなしに感謝します。町田市とチームワークがもてることを誇りに思います」とお話されておりました。

大使の訪問が決まってから準備期間が短い中で、町田第四小学校の丸校長先生を初め、教職員の皆様、そして子どもたちには大変なご協力をいただきました。改めて感謝申し上げたいと思います。

もう1点、7月25日でございますが、市内の公立中学校18校が参加した吹奏楽の連合音楽会が市民ホールで開催されまして、これも各委員とともに出席をさせていただきました。今年も各校の生徒の皆さんには、これまでの練習の成果を存分に発揮した、素晴らしい演奏を聞かせていただきました。各学校の演奏のレベルが一段と上がってきているというような評価を多くの方々から伺っております。

演奏を聞きながら、子どもたちが一生懸命に練習している光景を連想いたしまして、思わず目頭が熱くなるような思いがいたしました。また、子どもたちにとって、毎年このような発表の場を設けていただけるということは大変にありがたいことです。開催に当たってご尽力をいただいた関係の皆様、そして指導に当たられた先生方に感謝を申し上げたいと思います。

そのほかの主な活動はお配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 両部長から何かございましたら、お願いいたします。

○学校教育部長 私のほうからは特にございません。

○生涯学習部長 生涯学習部のほうからも、特に申し上げることはございません。

○委員長 それでは、各委員から報告をお願いしたいと思います。

○八並委員 私からは2つほど報告したいと思います。

まず最初に、2点ほど活動状況に追記をお願いしたいと思います。7月4日並びに8月4日に、市町村教育委員会連合会の研修推進委員会に出席してまいりました。報告ができましたこと、大変申しわけございません。

そのほか、7月16日、文学館夏期展覧会「妖怪がいた！—ここにも、そこにも、町田

にも一」展のオープニングイベントに出席してまいりました。オープニングイベントでは、人形使いの方の踊りを見た後に、その方と文芸評論家の東さんとの対談がありました。

当日、会場には、ごさを敷き、小さい子どもも保護者の方と座って見られる工夫がしてありました。あやしい音色で踊りが始まると、思わず大人の陰に隠れていたお子さんも、次第に踊りの魅力に引き込まれていく様子が見てとれました。

その後の対談では、妖怪は人間に悪さをしたり、困らせたりするものばかりではなく、例えば川のそばで小豆をとぐ音が聞こえてくる小豆洗いという妖怪などは、危険な場所には近づかないようにというように、生活の中での子どもたちへの教えが込められているものもあるという話がありました。

展示には、市立国際版画美術館や市立博物館蔵の作品のほかに、絵画や絵本、各地の民芸品、フィギュア、また妖怪絵本に登場する妖怪の格好をして写真を撮るコーナーなど、楽しめる展示になっておりました。

その大きな見どころの1つに、町田の伝承が地図にしてあります。それによりますと、特に変わっているところでは、成瀬地区に伝わっているカラス天狗、また、私が住んでいる近くの山崎地区には大蛇の伝承なども残っているということがありました。自分の地域にはどんな伝承があるのかということに興味をもちますと、きっとこの夏休みの自由研究の一助になるかと思われまます。

また、ワークショップもいろいろ行われておりますが、「妖怪てぬぐいをつくろう」という9日のもの、それから19日にある「妖怪めぐり一町田の伝承をたどる一」、また26日に行われます「妖怪絵巻をつくろう」というワークショップは既に定員に達しているということです。クイズに答えるとプレゼントがもらえる妖怪集めや、3回来館してスタンプを集めたらプレゼントがもらえるキッズパスポートなどという企画もありますし、今年も鎌倉文学館、神奈川近代文学館との3館で、夏の文学館スタンプラリーも行っています。23日からは後期の展示ということで、一部の作品が入れかわるということですから、この後も大人向けの講演会や子ども向けおはなし会などもありますので、市民の方には何度でも足を運んでいただきたいと思いました。

また、7月23日には、中学校科学教育センターの開講式に出席してまいりました。理科好きということに誇りをもって取り組んでいただきたいというお話や、佐藤委員長からは、科学だけではなく、いろいろな角度から物事を見るというようなご挨拶もありました。私も理科は大変好きでしたので、生徒の皆さんには独自の視点や発想を持って研究に取り組

んでいただきたいと思っております。休日なども先生方にご指導を仰ぐこととなります。お世話になります先生方、また支えていただく保護者の方々に感謝申し上げたいと思えます。

私からは以上です。

○森山委員 それでは、私のほうから2点ご報告をさせていただきたいと思えます。

1点は、先ほど教育長からのご報告もございましたが、7月1日の南アフリカ共和国特命全権大使、町田第四小学校への訪問についてでございます。委員長並びに教育長初め、各委員の方々とご一緒させていただきました。

詳細につきましては、先ほどご報告をいただきましたので、内容については省略をさせていただきますが、準備時間のない中で綿密な計画を立てて、素晴らしい行事となったと思っております。また、児童にとりましては、貴重で有意義な機会になったと思っております。国際理解教育の重要性というのは、今日非常に大きなものになっております。そこでの狙いというのは、やはり相互にかかわり合う世界の今を知ることとか、偏見のない世界をつくること、あるいは共生の理念をもつということで、いわゆる現代的な課題を解決する要素が非常に多く含まれている教育であるかと思えます。

今回、町田第四小学校を訪問する機会を得まして、しっかりとした狙いに基づいて、さまざまな角度から小学校での国際理解教育の取組が行われているという一面を見せていただきました。その中で私が感じたところは、やはり常日ごろからの学校全体での充実した教育活動というのがベースになっているということです。今後はぜひこれを契機にしまして、さらなる教育活動の進展を期待したいと思っております。

それから2点目は、ちょうど夏休みに入りまして、市内の数校の小・中学校を訪問する機会をいただきました。校長先生と教育に関してのいろいろな意見交換等をさせていただきましたが、特に、次期学習指導要領の中心的課題のアクティブラーニングの推進について、校長先生方の議論が多くなされておりました。今後、各学校で円滑な取組ができるように、課題を抽出する必要があることを実感いたしました。また今後も意見交換に努めたいと思えます。

以上です。

○坂上委員 主な活動状況は資料のとおりです。その中で、7月8日、「インドネシアファッション—海のシルクロードで花開いた民族服飾の世界—」展の開催記念式典に出席させていただきました。

主催者側、また来賓からの挨拶の後、展示会場に移動し、松田仁美さんによるジャワの詩の朗読と、富岡三智さんのジャワ舞踊を見せていただきました。聞いたことのないインドネシア語の詩に合わせて踊る舞踊は、とても幻想的で、終始目が離せず、とてもすばらしいものでした。私自身、今までインドネシアには直接接する機会がなく、正直インドネシア、しかも服飾についてなど、どんな展示内容なのか、全く想像も見当もつかなかったのですが、展示を案内していただいたハリウッド大学院大学アジア服飾文化研究所長、そして国士舘大学名誉教授であられる戸津正勝先生のお話はとても興味深く、実際、先生ご自身がインドネシアに何度も渡航され、経験したことを交えての説明はとても勉強になり、楽しかったです。

開催期間が夏休み中なので、これを機会に、もっと多くの方に市立博物館へ足を運んでいただきたいと思いますが、まだ小さいお子さんには少々取りつきにくい内容かもしれません。ただ、小学生高学年、また中学、高校生の方には、夏休みの自由研究などの題材になるかと思しますので、ぜひこの機会に見てもらいたいと思いました。あまり宣伝されていないのか、子どもたちにはちょっと知られていなかったようですが、実際に行ってみると、予想とは違い、結構おもしろい内容だと思います。もちろん子どもだけでなく、大人の方も一緒に、この夏休みにぜひ一度見てもらえたらと思いました。

それともう1点、7月12日、町田市民フォーラムで行われました「学びをつなごう 幼保小連携プログラム」に出席してきました。小学校入学後、子どもたちが環境に適應できず、問題行動を起こす小1プロブレム対策として、小学校と幼稚園、保育園が協力して、指導に取り組む幼保小連携推進事業についての講演会でした。

まず昭和薬科大学臨床心理学研究室の吉永真理教授のプログラム実践に関する実態調査の紹介のお話があり、次に、横浜市こども青少年局の保育・教育人材課担当係長の寶來生志子さんの幼保小連携のスタートカリキュラムの事例の紹介のお話でした。これらのプログラムは、町田市でも独自のカリキュラムをつくり、市内全域での実施につなげていく方針でもあり、10月に行われる総合教育会議の重要な議題にもなっています。このプログラムをこれから実施していくに当たり、小1プロブレム、いわゆる小1問題については、まだいろいろと情報収集を行ったり、問題になっている本質の部分をもっと考たりしていく必要があるのではないかと思います。

それと、これは個人的に思ったのですが、この連携のプログラムは、あくまでも小学校と保育園、幼稚園の連携の方法だけを考え、親とか家族の連携、協力は考えずにプログラ

ムをつくっていくのかな、親との協力があつたほうがいいのではないかなと、聞きながらちょっと思いました。

以上です。

○委員長 私から1点報告させていただきます。

私も7月25日に中学校連合音楽会、吹奏楽の部ですが、これに参観させていただきました。ここ数年、町田市もそうですけれども、小学校と中学校の連携が大事だということで、どのような連携を図っていくかとか、ただいま坂上委員からの報告もありましたように、今度は小学校と幼稚園、保育園との連携ももっと丁寧に図っていくべきだということで、校種を越えた連携が強く叫ばれております。

ですが、その前に大事なのは、中学校連合音楽会のように、同じ中学校同士が、今回は吹奏楽ですけれども、今後、合唱の連合音楽会や陸上競技、あるいは演劇などありますが、同じ校種同士の子どもたちがお互いに技を競い合い、あるいは学び合う、そういう機会がものすごく重要だなということを改めて思いました。校種を越えた連携とともに、同じ校種の中での連合行事についても大事にしていきたいなということを改めて思いました。

それでは、教育長並びに教育委員からの報告につきまして、何か質問などありましたら、お願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

教育長、お願いいたします。

○教育長 議案第27号、第28号、第30号及び第32号から第34号につきましては、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○委員長 それでは、議案第27号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第27号「2016年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（2015年度分）報告書について」、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図った上で、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したものでございます。

町田市教育プランの重点事業31事業、そのほかの事業として1つ、合計32事業を点検及

び評価の対象としております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

それでは、この報告書につきまして、教育委員の皆さんから質問やご意見などを伺いたいのですが、大変なページ数になっておりますので、幾つかに分けて進めていきたいと思っております。まず1ページ、2ページ、3ページあたりのところで、何か質問、意見などありましたらお願いいたします。

○八並委員 今年度は「重点事業以外の点検及び評価の対象事業」として、1ページの下の方にありますように、「新規に実施するようになった重要な事業」、また「特に力を入れて実施した事業」を加えていただきました。37ページに、その1つといたしまして、「体力の向上」について点検評価を入れていただいたことは大変ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 重点プランの重点事業以外の事業についても評価の対象に加えたということが今回新しいところですが、1ページの一番下のほうですが、①としては、今、八並委員からありましたように、「新規に実施するようになった重要な事業」、②としては「特に力を入れて実施した事業」となっていますが、①あるいは②について、どのような事業を取り上げられたのでしょうか。

○教育総務課長 今回②に関して「体力の向上」ということで挙げさせていただいております。①の「新規に実施するようになった重要な事業」というものは今回ございません。

○委員長 私から、これは今回というよりは、来年度以降お願いできればと思うのですが、重点事業以外の事業ということで評価の対象に加えていただきたいと思うのは、教師力の向上に関する事業は、私の見る限り、エネルギーを注がれ、色々と取り組まれていると思うのですね。その事業をぜひ評価の対象に加えて、今回もこれは議会に報告したり、市民に報告したりするわけですが、点検評価を通して、教師力の向上に向けて、実際に取り組んでいることを広く知らせることができたらと思いますので、来年度以降ご検討いただければと思います。これは意見です。

3ページまでいいですね。続きまして、4ページ、5ページ、ここもよろしいですね。

6ページ、7ページ、8ページ、これは重点目標1にかかわる重点事業1、2、3ですが、6ページ、7ページ、8ページに関しまして、何かございますか。

○森山委員 非常に明確に示されているかと思えます。1点だけ、先ほどの委員長のご意

見ともかかわるのですが、例えば先ほどの教師力の向上は、重点目標とのかかわりが横断的にあると理解をしております。そうしますと、これからの内容にかかわって、教師力の向上等の課題に対して点検をするなど、事業の点検にあたっては、横断的に行っていくことが非常に重要かと思われまます。

また、6ページに食育というところもございませす。今回いわゆる町田っ子カリキュラムの3つの内容の1つに示されておられますが、これも、今回新しくお示しをいただいた「体力の向上」など、いろいろ連関しているところもあろうかと思ひますので、そういう意味で、ぜひ今後そういう観点からもご検討、点検をいただければ、重点目標についてもより一層しっかりとした点検ができるのではないかと思ひます。

○**教育長** 先ほどから点検評価の対象事業についてご議論いただいているところですが、ご指摘の教師力の向上ということは、従前から教育委員会の大きな基本施策の1つとして教育プランの中に掲げているところございませして、大きなくくりとしては、基本方針の中の「学校の教育力の向上」という中で、小中連携の推進とか、教師力の向上、あるいは特別支援教育の充実、教育環境の充実等を掲げているところだす。

ただ、点検評価の対象事業として、そういうものの1つ1つを対象として掲げていくと、ものすごい量になりますので、どの辺までを対象とするかというのは非常に難しいところございませすが、教育委員会としての基本的な施策・事業だと捉えておられますので、来年に向けては、対象事業の内容について検討、工夫していきたいと考えておられます。

○**委員長** 小さなことで恐縮だすですが、7ページの「2015年度の取組状況」の最後3行の内容についてだす。「学力が向上した学校の割合」というのがありますが、何をもって学力向上と判断をされたのでしょうか。つまり、平均点を0.1でも超えていれば、学力が向上というふうに判断されたのか、それとも大幅に超えているということで学力が向上した学校と判断されたのでしょうか。

○**指導課長** ご指摘の、7ページの重点事業2「学力向上推進プランの策定及び推進」に関してだす、ここで示しています「学力が向上した学校の割合」につきましては、2014年度と2015年度の東京都の学力調査の結果をもとに、各学校で、2014年度よりも上回った学校の数ということだすので、これは少しでも上回っているものはカウントをしてございませす。

○**委員長** あわせて、割合がそれぞれ示されていますが、この結果についてはどのように評価されているのでしょうか。

○指導課長 教育プランの重点目標のところには、この部分に関しましては、目標値が70%というふうに示されてございます。そういう意味では、取り組んできているところではありますけれども、まだまだこれから取り組んでいかなければならないと考えております。

○委員長 私の質問というか、意見になるかもしれませんが、学力を、「わかる学力」と「できる学力」と大きく2つに分けて対応策を検討されているわけです。「わかる学力」向上については、7ページでも十分に取り組まれているということがよくわかりますが、「できる学力」の向上については、これまでどのような策がなされてきたのでしょうか。

あわせて、8ページの「小中9年間を見通した学力向上策の推進」という事業は、2015年度で事業完了。ここで得た事柄は、重点事業2の中でやっていこうということで、読み込んでいきますと、学力向上チャレンジ校を9校用意する。その9校はどのような内容で学力向上策に取り組むかという、基礎基本、つまり、「できる学力」に関することを選ぶか、協同的探究学習、「わかる学力」の向上に取り組むか、はたまた小中の連携した向上策に取り組むか、これらのことを選んでやっていくということですが、もとに戻しまして、できる学力の向上対策は、2015年度はどのように取り組まれ、また、2016年度に向けての取組の方向性はどのようにお考えなのでしょうか。

○指導課長 基礎基本の学力を示しています「できる学力」というものでありますが、8ページの重点事業3のところでは取り組み、2015年度で事業としては一旦完了ということにしておりますが、2015年度はモデル地区という形で取組を進めてまいりました。また、各学校におきましては、東京都が示しております東京ベーシックドリル、小学校での国、社、数、理の4教科のベーシックドリルを使っての取組を2015年度は進めてきております。

2016年度に関しましては、モデル地区事業は一旦完了ということで、今、委員長がお示しいただきましたチャレンジ校という形で、できる学力、わかる学力、そして小中連携という3つの視点での研究校を指定しております。ここを中心に取り組んでまいりますけれども、2016年度は先ほど申し上げました東京ベーシックドリルを小学校、中学校でも取り組むという形で、基礎基本の「できる学力」の取組を進めていこうと考えております。

また、チャレンジ校の中での「できる学力」の取組の研究校で研究を進めるとともに、小中連携の中で、小学校と中学校が基礎基本の部分での引き継ぎをどのように進めていくのか。この部分に関しては、家庭学習を小学校と中学校がどのように引き継いで取り組んでいくのかといったことも1つの視点になるかと思いますが、そのようなところで、2016年度は現在研究を進めているところでございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、9ページから12ページまで、ここでは「教育相談体制の充実」、「いじめ問題への対応」、「不登校児童・生徒への対応」、「暴力行為等への対応」が4ページにわたって並んでいますが、この4ページについて何かございますか。

○八並委員 9ページにあります「教育相談体制の充実」ということで、2015年度は専門家の方などの教育相談を増やしていただけたということで、大変よい取組になってきていると思います。相談への待機期間が長くなっているところが解消できるような今年度の取組になればいいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 私から、今の9ページですが、「2015年度の取組状況」で6点並べてあります。6点目のところにアンケートの結果が載っておりますが、最後の「昨年度の」というのは何年度を指しているのでしょうか。

○教育センター所長 この内容が「2015年度の取組状況」ということを指しております、その昨年度ということになりますので、2014年度の内容となっております。

○委員長 わかりました。これが出されるのは8月だと思いますので、できましたら、年度を入れたほうが、誤解を招かないのではないかと思います。

それから、同じ9ページの「今後の取組の方向性」の中で、これはもう字句の問題ですが、「連絡会等の研修会」とはどのような意味ですか。

○教育センター統括指導主事 スクールカウンセラー等の連絡会というのは、町田市全校に配置しているスクールカウンセラーを夏季休業中と冬季休業中の2回集めまして、そこで研修会を開いているものです。今回、7月21日に、東京都教育相談センターの統括指導主事を講師としてお招きしまして、いじめ・不登校の研修をしたところです。

○委員長 字句の問題なので、こだわるのもよくないかもしれませんが、連絡会イコール研修会なのですか。それとも、何回かの連絡会の中に、研修会の意味合いを持った連絡会が開かれるという意味でしょうか。

○教育センター統括指導主事 連絡会の中で、講師を招いて、何回か研修会を開いております。

○委員長 11ページの「課題」のところに、不登校児童・生徒について、「要因・背景が多様であり、教育上の課題としてのみとらえて」とあります。この場合の「教育上の課題」とはどういうことを指しているのでしょうか。

○教育センター所長 不登校の要因・背景には、例えばご家庭の課題とか、そういったも

のも含まれておりますので、その意味合いでこのような記述をしてございます。

○委員長 家庭の問題は教育という概念から離しているということですね。そういう理解でよろしいですね。

○教育センター所長 はい。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、13ページから18ページまで。重点事業1は「中規模改修の実施」、重点事業2は「校舎等の改築の実施」、重点事業3は「トイレ改修の実施」、重点事業4は「防音工事の実施」、重点事業5は「学校体育館の非構造部材の耐震化工事の実施」、重点事業6が「学校図書館の蔵書整備」ということですが、一括して、どこの部分でも結構ですので、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○八並委員 14ページの「校舎等の改築の実施」については、計画どおりできなかったという評価になっております。その他事業も含め、予算など、学校施設の改修等については非常に難しい問題が出てきており、教育プランにありますような実施計画とは、現在のそれぞれの年度ごとの計画とは、同じようなところもあれば、変わってきているようなところも出てきていると思います。そのような状況等を踏まえた今後の取組状況は、どのように考えていけばよいのでしょうか。

○委員長 似たようなことで、1つ同じ内容でお伺いいたします。

13ページに「中規模改修の実施」というのがありまして、「2015年度の計画」は、真光寺中学校1校の工事を実施しますということで、これが実施できたので、計画どおりに実施できたという評価をされております。しかしながら、そもそも教育プランそのものをよく見ますと、2015年度は7校を対象に実施するとなっている。事業概要にもありますように、4年度で24校行うというような教育プランでの計画だったわけですが、それが2015年度は1校だけであった。なぜこうなってしまったのか。あるいは今後どうなのか。2015年度は1校だけど、その分、2016年度は8校、10校やりますということなのか。そのような具体的なお説明をいただけると、恐らく八並委員がご質問されたかったことと同じではないかなと思います。いかがでしょうか。

○学校教育部長 まずこの報告書そのものは2015年度分にして、今2015年度分の実施状況の評価をしておりますので、この内容としては間違いのないものです。ただ、今委員長がおっしゃったように、プランとの齟齬、計画がおくれているとか、進んでいるとかいうことについては、現在のこの様式の中では書き加えることができておりませんので、そこは

例えば書式を少し変えてみるとか、どこかに入れ込むとかを含めて、検討してみたいと思います。

○委員長 八並委員、よろしいでしょうか。

○八並委員 はい。

○委員長 ほかによろしいですか。

それでは次は、19ページ、20ページ、「東日本大震災を教訓として災害に備える」ということで、事業1は「防災マニュアルの策定」、事業2は「防災教育デーの実施」、これについていかがでしょうか。

○八並委員 20ページにありますように、「防災教育デーの実施」ということで昨年に行われました教育講演会やパネルディスカッションなどは大変に有益なものだったと思います。今後もこの事業をしっかりと推進していただいて、町田の防災という意識を子どもたちの中にもしっかりと根づいていくものにしていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、21ページ、22ページ、「効率的な学校運営体制を実現する」。この2ページを見ますと、重点事業1の「学校文書ファイリングシステムの構築」については、計画どおり実施できたので、事業を完了し、今度は文書管理だけでなく、その他の学校のさまざまな成績表作成など、校務全般にわたる効率化を図る手段として、校務支援システムの導入に向けた検討を行っていくということで、2つの事業は1つとなります、というのが2016年度に向けた方向性であります。よろしいでしょうか。

次が、23ページから25ページまで。これは「特別支援教育の充実を図る」ということで、重点事業1は推進計画をつくって推進する。2は「特別支援教室及び特別支援学級の整備」。3は「人的支援活用制度の再構築」、この3つの事業であります。推進計画は策定が完了し、これからは計画に沿って実施し、推進していくということで、重点事業1は事業完了、あとは具体的に重点事業2、重点事業3に入っていくというのが2016年度に向けた方向性であります。何かございますか。

○八並委員 24ページにあります重点事業2の中で、「2015年度の取組状況」として、忠生小学校の特別支援学級、また南成瀬中学校の通級指導学級の開設について述べられておりますが、2016年度には設置、指導開始をするということになっているのでしょうか。

○教育センター統括指導主事 2校につきましては、整備が2015年度に完了しております。本年度、2016年の4月より教室での指導開始という段取りとなっております。

○委員長 現段階では学級が設置され、指導が開始されているということですか。

○教育センター統括指導主事 はい、指導を開始しております。

○委員長 わかりました。できたら、開始できてないというのはどうなったのかということに対して、開始しますよと入れるとか、今後の取組の方向性の中で2016年度の表現が難しいですけどね。

ほかはよろしいでしょうか。

25ページの字句の問題なんですけど、「2015年度を取組状況」の2行目の最後、「各種の専門人員の活動内容」、この表現はどのような意味ですか。あるいは間違いですか。「人的支援活用制度の各種の専門人員の活動内容」の「専門人員」という言葉はどう理解したらいいのかなという質問です。

○教育センター統括指導主事 申し訳ございません。「各種専門性を有する方の」という一般的な表記とするべきところでした。

具体的に申し上げますと、特別支援教育支援員あるいは障がい児介助員、そういった専門人員としてこれまで活用してきたものについて、さらに検討を行ってきたということになります。

○委員長 専門人員という言葉は、ごく当たり前に使われているということですか。私はなじみがなかったものですから、専門人員とはどういうことなのかという意味で、どちらかというと国語的に質問したので、こういう表現が一般的だというふうに捉えてよろしいですね。

○教育センター統括指導主事 表記についてはこのとおりとしておりましたが、ただ、わかりづらいというところもございますので、見直しをさせていただきたいと考えます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次は、26、27、「家庭、地域、学校が協力した学校運営を推進する」の2つの重点事業です。何かございますか。

○八並委員 26ページにあります「学校支援センター事業の推進」というのは大変評価できる事業の1つだと思います。それぞれの各学校のボランティアコーディネーターの方、学校支援ボランティアの方などの多くのご協力があり、大変充実した事業になっていると思いますので、今後ともより推進していただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

続いて、「生涯学習を広める」ということで、重点事業が5つあります。28ページから32

ページまで、何かございますか。――よろしいですか。

それでは次に、33ページ、34ページですが、「図書館の利便性を高める」ということで2つ目の重点目標です。ちなみに、重点事業1は、既に昨年度、事業完了ということで終わっております。――よろしいでしょうか。

次に、35ページ、36ページ、「文化資源の活用を推進する」、2つの事業についていかがでしょうか。

○八並委員 どちらの事業も町田市の文化ということで、大変重要な事業になっていると思います。ただ、市民の中で、どれだけ認識されているかということが今後の課題になってくると思いますので、ぜひその辺の取組も各事業ごとに十分に進めていっていただけたらと思いました。

○委員長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは最後、37ページですが、これが重点事業以外に今回新しく評価の対象とした事業であります。「体力の向上」についていかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

そして、報告書では、最後に38ページから40ページまで、専門の方からのご意見をいただいておりますが、この3人の方のご意見、助言等について、何かお気づきのことがありましたら、お願いいたします。

私も読ませていただいて、私ども教育委員が発言させていただいているようなことがおおむね盛られていると思いますので、この方々のご意見をぜひ参考にしていただきたいと思います。

以上、報告書の内容について、意見や質問など受けてきましたが、全体的に何かありますか。

これはこの後、教育委員会定例会で決定すれば、議会に提出し、ホームページ等で公表するという流れになります。今までこの場でご指摘いただいた字句の訂正、あるいは表現の工夫などにかかわる部分が何点かあったと思いますが、これはまだ直すことは可能なのでしょうか。

○学校教育部長 大きな変更というのは少し難しいかと思いますが、文言の整理、つまり、市民の方が非常にわかりにくいとか、そういうことについては修正したいということを考えております。ご承認をいただければと思います。

○委員長 それでは、字句の訂正とか、表現の工夫とか、そういうことにつきましては、教育長に一任するというので、この報告書についてはこれでよろしいということにつき

まして、皆様、いかがでしょうか。

○森山委員 それで賛同したいと思います。1つだけ、先ほど八並委員からも評価をいただきましたが、今回「重点事業以外の事業」で「体力の向上」を入れたのはやはり特記すべき事項だとも思います。こちらの点検評価でこれを取り上げたことについて、1行でもお示しをいただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。これは私の1つの意見ですが、先ほど教育長に一任するというごさいますので、どちらでも構いませんが、どうしてこれを重点事業以外の点検評価の対象にしたかということ、もし可能であれば示されたほうが、市民としてはわかりやすいのではないかなという感じがいたしました。

○委員長 森山委員のご意見を採用するとすれば、1ページの一番下のところに、重点事業以外を挙げて、その中で、今回は「体力の向上」を挙げましたということ、1行でも述べたほうがいいのではないかと。あるいは3ページの「重点事業以外の事業」というところに、単に「体力の向上」だけではなくて、どのような理由で「体力の向上」を入れましたか。たとえば、特に力を入れてやってきたのか、そういう理由がちょっと入ったほうがわかりやすいのではないかと。報告書を採決する前に、教育長、学校教育部長、いかがでしょうか。

○教育長 ただいまご指摘いただきました今回の点検評価の対象として、「重点事業以外の事業」の表現の仕方につきましては、誤字、脱字、あるいはわかりにくい文言等の訂正も含めまして、わかりやすく書きかえてまいりたいと思います。

○委員長 それでは、確認のために、皆さんにもう一度お諮りしたいと思います。いろいろ訂正などがもしあったとしたら、それは教育長にお任せするというごさ、この報告書につきまして、原案のとおり決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

それでは、議案第28号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第28号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、2016年5月1日付として5校33名、6月1日付として9校56名、7月1日付として6校33名、任命するものでございせん。

任期はいずれも2017年3月31日まででございます。

これで、全校のうち、任命できておりませんのは、小学校1校だけでございます。今回は122名の理事の方を加えて、総勢385名の任命となります。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第30号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第30号「教育委員会職員の7月31日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本件は、2016年7月31日付で人事異動を命ずるため臨時専決処理をいたしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありますか。

休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○委員長 再開します。

議案第30号につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第32号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第32号「2017年度使用教科用図書(小学校)の採択について」、ご説明を申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条並びに同法施行令第14条及び第15条の規定により、2017年度使用教科用図書を採択するものでご

ざいます。

なお、小学校の教科用図書は、同法第14条及び同法施行令第15条に規定する同一の教科用図書を採択する期間内であるため、昨年に引き続き、別表の図書を採択するものです。別表は後ろについてございます。

小学校の教科用図書につきましては、2014年度に採択をしております。

先ほど申し上げましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行令では、当該教科用図書の使用する年度の前年度の8月31日までに採択を行わなければならないということで、議案第32号につきましては、小学校の採択を改めて行うものでございます。

以上です。

○委員長 以上説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、ご質問はございますか。

改めて採択の作業をし直すような場合というのは、どんな場合が考えられますか。

○学校教育部長 例えば採択をしている教科用図書の出版会社が倒産をしたとか、そのような場合が考えられますが、通常の場合は、先ほど申し上げたように、一定の期間は毎年、同一の教科用図書を前年度の8月31日までに改めて採択をするということで提案をさせていただくことになると思います。

○委員長 採択した教科書は原則として4年間使用しますということで、特別何かあったら、もう一度採択し直すこともありますよということで、毎年度このように決定をしていくということですね。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第33号を審議します。

○学校教育部長 議案第33号「2017年度使用教科用図書(中学校)の採択について」、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条並びに同法施行令第14条及び第15条の規定により、2017年度使用教科用図書を採択するものでご

ざいます。

なお、中学校の教科用図書は、同法第14条及び同法施行令第15条に規定する同一の教科用図書を採択する期間内であるため、昨年に引き続き、別表のとおり図書を採択するものでございます。

なお、中学校の教科用図書の採択につきましては、昨年、2015年に行っております。

以上です。

○委員長 先ほどの小学校の教科書と同じ考え方になるかと思えます。何か質問などありますか。

○八並委員 中学校に関しましては、昨年度採用して、新しい教科書が本年度から使われていると思いますが、先生方が使われてみて、評判とか、いろいろご意見などは何か出ているのでしょうか。

○指導課長 2016年度から採択を変えて、従来と違う発行者の教科書を使っている教科はございますが、各教科での教員のほうの部会などで、新しい教科書の特徴などを十分に理解をして研究を進めたりすることで、支障があるというようなお声は特にございません。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第34号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第34号「2017年度使用教科用図書(特別支援学級)の採択について」、ご説明申し上げます。

初めに、特別支援学級では、通常学級で使用する教科書を使用するのが原則になっておりますが、個々の児童・生徒の事情により、これらを使用することが適切でない場合は、一般図書も教科用図書として使用できるようになっております。通常学級の教科用図書は、検定を行ったものを使用いたしますけれども、この一般図書に関しては、東京都教育委員会が作成いたします特別支援教育教科書調査研究資料を参考に採択してございます。

提案理由のところになりますが、本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条並びに同法施行令第14条及び第15条並びに学校教育法附則第9条の規定及び町田市立小・中学校教科用図書の採択要綱に基づき、2017年度教科用図

書を採択するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。

○森山委員 現在、本市の特別支援学級では、一般図書並びに検定を行った教科書は、どのぐらいの割合で使用がなされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○教育センター所長 平均的に見ますと、各学級の中で、およそ8割から9割の児童につきましては検定用の教科書、残りの1割から2割の児童が一般用図書を使っている状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

それでは、日程第3、協議事項に入ります。

協議事項1「町田市生涯学習審議会への諮問について」を協議します。説明をお願いいたします。

○生涯学習総務課長 協議事項1「町田市生涯学習審議会への諮問について」でございます。町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、町田市生涯学習審議会に諮問するものでございます。

諮問事項ですが、「今後の生涯学習施策の進め方について」でございます。人口減少、少子高齢化による人口構造の変化に伴う税収入の減少と、扶助費等の義務的経費の増加による構造的収支不足とも言える厳しい財政状況に町田市も直面しています。そうした中で、町田市は、今後の公共施設の管理に関する方針として、「町田市公共施設等総合管理計画」を2016年3月に策定し、さらに、行政経営上の課題を解決するための取組を定めた「行政経営改革プラン」の改定に着手しております。その中で、教育委員会として所管する生涯学習施設について、存廃を含めたあり方の検証を行うとともに、施設の管理運営や実施事業をより効率的に行うための見直しが求められております。

そのため、これまでの取組を検証するとともに、様々な社会状況を踏まえた今後の生涯学習行政のあり方を整理し、それに沿った生涯学習施策の方向性を明確にすることが不可

欠となっております。

そこで、今回は、以上のことを踏まえて、資料のとおり諮問事項につきましてご審議いただくものでございます。なお、本件につきましては、8月9日に開催される生涯学習審議会において諮問する予定であります。

説明は以上となります。協議につきましてご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長 今、課長から説明がありまして、生涯学習審議会に諮問するということについてはこのとおりだと思いますが、この際、教育委員の皆様には、諮問事項にもありますように、今後の生涯学習施策の進め方について、もし教育委員としてご意見などありましたら、ご自由にご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森山委員 意見というわけではないのですが、1つお伺いしたい点がございまして。諮問事項の1番に「生涯学習行政の今後のあり方について」というのが示されております。これは具体的にどのような内容なのでしょう。具体的な内容を少しお教えいただければと思います。

○生涯学習総務課長 諮問事項の1「生涯学習行政の今後のあり方について」ですが、これは今後の生涯学習行政が果たすべき役割について生涯学習審議会にご意見をいただきたいと考えているものでございます。

具体的には、基本的な考え方として、生涯学習行政が配慮すべき点は何か、あるいは行政が行うべき役割として、例えば法的要請を踏まえた役割、あるいは市民の学習の支援は民間でも行いますけれども、その辺の担い手としての役割の整理、あるいは様々な学習活動や地域活動を展開している活動への支援のあり方、そういった生涯学習全般のあり方についてご意見をいただきたいと考えております。

○委員長 同じような質問になるか、意見になるかですが、この諮問内容を見ますと、どう読み込んでも、施設も含めて、建物についても内容についても、縮小とか、効率化とか、業務の精査といった言葉が出ているわけで、そのような方向性が強く出ているように、私には読み取れるのです。もちろん生涯学習審議会がどのような見解を出されるかは答申を見てみないとわかりませんが、現時点で事務局は、この方向性についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習総務課長 繰り返しになりますが、現在、人口減少、超高齢化の自治体の財政状況はより厳しいものとなっております。加えて、先ほど申し上げたように、町田市の公

共施設についても、必要な施設を適正に維持管理し、時代のニーズに対応した公共サービスを維持向上させていくために、総合的かつ計画的な管理が必要とされています。そういう厳しい状況で、今後の生涯学習のあり方としてどう考えていくかというようなところで

す。

こうした中で、存廃も含めた形で、建物ではなく、どのように生涯学習教育というものを捉え、これからの方向性を考えていくかという中で、公共施設をどのように活用していくか、あるいはどのような展開があるかを、事務局としては、識者、生涯学習審議会委員の方にご意見をいただきたい、そのように考えております。

○委員長 ご説明の言葉の裏を想像しろと言われていたのかなとも思いますけれども、縮小の方向でやむを得ないなと思われているのか。いや、生涯学習あるいは生涯学習行政の重要性をもっと考えていきたいんだということなのか。そのあたりは事務局としてはまだ発言しづらいということなのではないでしょうか。

○生涯学習総務課長 今、公共施設と申し上げましたが、総合管理計画の目的としても、財政状況が厳しさを増す中で、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針ということがあります。生涯学習行政としましては、その公共施設、生涯学習行政を、こういった厳しい状況の中でどう展開して皆様に提供していくか、そういった部分を事務局として考えていきたいと思っております。

○委員長 突然振って恐縮ですけど、生涯学習部長、いかがでしょうか。

○生涯学習部長 今回の審議会の諮問ですが、今、課長も話していましたように、少子高齢化ということで、将来的には人口減少も迎えているという中では、財政的な影響は非常に大きいと考えております。その中で今、縮小とか廃止とか、継続発展というところまでは、事務局の中でお答えするのは難しいところです。

ただ、これまでの事業について十分精査をして、真に必要な行政がやるべきものについて、諮問をしながら検討していきたいというところです。今この段階で存廃も含めた検討が求められておりますが、そこに向かって進んでいくということではございません。今のところ、どこまでというのは、この段階では事務局のほうではお答えが難しいという状況です。

○委員長 意見ですが、基本的に教育委員会は学校教育と生涯学習の2本を大きな業務としているわけで、極論を言えば、学校を潰すわけにはいかない。これは誰もが反対する。

では、生涯学習はと言われたときに、極めて大切なんだ、大事なんだ、なくすわけにいかないんだという理論なり考え方なり方針なり、そういうものをちゃんと示さないと、やはり減らされてしまうのではと思うのです。

だから、こちらに課長さん方が並んでいらっしゃるんですが、町田市民のために、なくてはならないんですよ、なかったら困るんですよ、何かそういう理論構築を事務局で、少なくとも担当課長さん等でやっておく必要があるのではないかと。それを審議会に投げて、審議会の答申で動いていくというのではちょっと弱いのではないかとという危機を私は感じます。生涯学習の大切さをどうやって築いていくかというところが大事ではないかなと思っています。私の意見です。

○生涯学習総務課長 諮問事項1「生涯学習行政の今後のあり方について」ですが、これは私ども真摯に受けとめております。事務局としても、生涯学習部としても、部内検討会を立ち上げまして、この問題については審議会と連携し、ご意見を聞きながら真摯に考えていきたいと思っております。審議会の方向性としましては、先ほど申し上げましたとおり、今後、財政事情が厳しい中、選択と集中、そういった考え方の中で展開していくのは考えられるところですが、あわせて部内検討会でも考えていきたいと思っております。

○八並委員 私も教育委員になってから、生涯学習というものに実際に携わるようになってまいりました。町田の文化という面と、今後、高齢者になっても元気で活躍される1億総活躍社会ということも踏まえますと、高齢者がどれだけ生き生きと活躍できる都市になるかということは、市として今後の課題になってくるのではないかと思います。

そのように考えた場合、やはり生涯学習というのは大変重要な位置づけになるのではないかと思いますので、選択と集中というお話がありましたが、いろいろな面からぜひご検討をいただきたいと思っております。私は、今、町田市が行っておりますこの生涯学習の施策は大変充実しておりますし、誇れるものだと思っておりますので、ぜひ前向きに議論が進むような方向でお願いしたいと思っております。

○教育長 ただいま今後の生涯学習についての考え方というようなご質問をいただきましたけれども、今回の諮問は、教育委員会だけではなくて、日本の各自治体全てに求められている見直し作業といえますか、全体的に財政状況が厳しい中で、生涯学習という分野の事業が要らないとか、廃止したほうがいいのか、今回何もそれを前提に諮問するわけではございません。生涯学習という分野も非常に大切ですから、これまでも様々な事業を推し進めてきたわけですが、今やっている事業を、そのような環境の変化の中で、今後も市民

の皆様の税金を使って各事業を運営していくにあたり、例えば施設のあり方、運営のコストとか、運営の方法をどうしていくべきなのか、あるいは生涯学習は市が何を、どこまでやるべきなのか。生涯学習のいろいろな事業の担い手が果たして市役所だけなのか、それとももっと民間で担える分野もあるのではないかと、市民だったり、地域だったり、市だったり、様々な立場での活動の担い手や様々な支援の方法とか、いろいろなことが考えられると思うので、その辺のところを、各生涯学習のご専門の皆様にご検討していただきたい。

今後のあり方を、理念的なものも含めて広く検討していただき、さらに現在の社会状況を踏まえて、新たな生涯学習施策については、狭く実践に即したような、そんな事業もあわせてご検討いただくということでお諮りするものというようにご理解いただければと思います。

○委員長 生涯学習審議会への諮問と答申で全てが固まるのではなくて、事務局として生涯学習そのものについてぜひご検討いただいて、事務局としての姿勢もだんだん詰めていただきたいと思います。

ほかにご意見はございますか。

○森山委員 協議事項ですので、1点だけお話しさせていただきたいと思いますが、諮問事項3の「社会状況を踏まえた新たな生涯学習施策について」というのはやはり重要どころだと思っています。先ほどの、委員長等のご意見にございましたように、学校教育と生涯学習は両輪でございますし、若年層から高齢者までを包含するという意味では、教育の裾野の部分でもございます。そういうことを踏まえた上で、ぜひ事務局の方々にも、この審議会でも根拠をしっかりとお示しをいただいて、ニーズ、果たすべき役割の中で位置づけを明確に行っていただければありがたいと思います。

○委員長 ほかにご意見はございますか。

以上で協議を終了いたします。

日程第4、報告事項に入ります。教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 本日の報告事項につきましては、全部で8件ございますが、詳細につきましては、それぞれの担当者からご説明申し上げたいと思います。

○委員長 それでは、報告1について、担当者から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 私からは、報告事項1「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱等の一部改正について」、ご報告をさせていただきます。資料1をごらんください。

今回の改正でございますが、市長部局の総務部所管の町田市非常勤嘱託員設置要綱の改正に伴いまして、それに基づいて制定されております町田市教育委員会の非常勤嘱託員設置要綱を改正するものでございます。

まず1点目、改正理由でございますが、ただいま申し上げたとおり、町田市非常勤嘱託員設置要綱の改正に伴いまして、任用における年齢制限及び妊娠に係る休暇に関する規定を改正するものでございます。

改正内容をご説明いたします。

まず1点目、アでございますが、任用期間の更新における年齢制限に関する規定を削ります。具体的には嘱託員が65歳に達したときは、その達した日の属する年度の翌年度以降、任用期間の更新は行わないという規定がございました。このたび雇用対策法で定められております募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会を確保するため、市長部局の要綱においてこの規定を削除いたしました。それに伴いまして、今回規定を削るものでございます。

次に、イ、妊娠症状対応休暇の取得回数の制限を廃止するものでございます。改正前において、妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠につきまして2回まで、合計10日以内としておりました。このたび、妊娠に係る休暇を取得しやすくするために、市長部局の要綱におきまして、「2回まで」とする回数制限を廃止したことに伴いまして、改正するものでございます。

続きまして、ウ、適用除外に関する規定を削ります。具体的に申し上げますと、改正前の本要綱でございますが、別に定める要綱により任用した嘱託員につきまして、適用除外としておりました。具体的には、資料がちょっと飛びますが、項目2の「関連要綱の一部改正」の(1)「対象要綱」をごらんください。アからケまで、9件の要綱がございます。簡単に申し上げますと、各要綱にそれぞれ規定をしており、今ご説明をしております非常勤嘱託員設置要綱の適用除外とさせていただいたところでございます。

資料を戻っていただきまして、(4)「補足説明」をごらんいただきたいのですが、改正内容ウにつきましては、嘱託員の設置に関する要綱等の制定改廃に係る事務の軽減を目的といたしまして、各嘱託員に共通する事項につきましては、原則としてこの要綱の規定を適用させるように整理するために改正するものでございます。

ここで共通する事項の主なものとしたしましては、例えば身分上の位置づけ、任用期間、解職事由または服務規定等々がございます。こちらを統一するという内容でございます。

以上が町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正についてのご説明でございます。

続きまして、項目の2「関連要綱の一部改正」でございます。先ほどご説明をさせていただきましたが、2の(1)「対象要綱」につきまして、9件ございますが、こちらの要綱を、先ほどの嘱託員の設置要綱の共通事項の部分につきまして、削除するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、(2)「改正理由」でございますが、嘱託員の設置に関する要綱等の制定改廃に係る事務の軽減を目的といたしまして、1点目でご説明しました町田市教育委員会の非常勤嘱託員設置要綱の規定を整備したことに伴いまして、同要綱と共通する事項は、原則として同要綱の規定を適用させるように整理するため、改正するものでございます。

今回あわせまして、(1)の「対象要綱」のうちのア、町田市立小・中学校障がい児介助員設置要綱につきましては、障がい児介助員の名称を改めるとともに、職務の範囲を拡大することに伴います関係規定の整備を行います。

(3)「改正内容」でございます。まずア、町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱と共通する規定を削るものでございます。イ、その他文言の整理を行います。最後、ウでございますが、(1)アの町田市立・小中学校障がい児介助員設置要綱につきましては、障がい児介助員の名称を特別支援教育支援員に改めるとともに、職務に関する規定を改めます。

施行期日でございますが、両要綱とも2016年4月1日から適用するものでございます。

ご報告は以上でございます。

○委員長 続いて、報告事項2に入ります。

○指導課統括指導主事 報告事項2「町田市交通安全標語ポスターコンテストの実施について」、ご報告いたします。

3番の目的からごらんください。昨年度、市内において重大な交通事故が発生しました。教育委員会ではこのような痛ましい事故を二度と繰り返さないことを目的に、町田警察署、南大沢警察署、交通安全課と連携し、交通安全標語「わたる前 止まった車に 目であいさつ」を作成いたしました。こちらのカラー版でございます。こちらのものを作成して各学校に配布をしております。

今回、この交通安全標語のポスターを広く公募することによって、交通安全に対する幼児、児童、生徒の意識をさらに高め、交通安全教育の一層の充実を図るものでございます。

また、優秀な作品についてはこれを表彰するとともに、教育委員会が作成する交通安全ポスターに採用いたします。

1枚おめくりいただきまして、応募の要件です。交通安全標語の「わたる前 止まった車に 目であいさつ」を取り入れたポスター、または幼児の方も募集しますので、字を書けないということも想定しまして、標語の文字が入っていない場合は、「わたる前 止まった車に 目であいさつ」が具体的にわかるように表現したポスターとしております。

締め切りにつきましては、9番の応募のところですが、2016年10月12日を応募の締め切りといたしまして、3ページ目の一番下のあたりですが15番、入賞発表は2016年11月、そして表彰式を2016年12月11日にできないかということで今計画をしているところでございます。

報告は以上です。

○委員長 それでは、報告事項3に入ります。

○指導課統括指導主事 報告事項3「2015年度（平成27年度）児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の結果について」、ご報告いたします。

まず暴力行為についてですが、減少傾向が見られます。丁寧な生活指導によって暴力行為が未然に防げられているものと捉えております。

続きまして、いじめの認知件数につきましても減少傾向にございます。各学校において減少した理由を分析してもらい、いじめの認知が十分に行われているか確認をお願いしております。

続いて不登校についてですが、2015年度の東京都の不登校についての数値がまだ出ておりませんが、2014年度の東京都の不登校出現率に比べますと、中学校で下回る結果となりました。今後も改善を図るために、各学校には児童・生徒理解に基づく指導の推進等のための資料を活用させ、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでまいります。

また、教育委員会によりますスクールソーシャルワーカー、今3名おりますので、そちらの活用も促してまいります。

報告は以上です。

○委員長 暴力行為が一目瞭然で減少している。先ほど指導のたまものと言われましたけど、丁寧な分析をして頑張っているということが市民にも広められればよいと思います。それから、中学校の不登校が、東京都と比較すると、2011年度あたりは町田市が東京都を超えていたわけですけど、今や東京都の平均よりも下がっている。これもまた大いに検証

して、町田市教育委員会の努力しているところを正しく評価されたらと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、報告事項4、お願いいたします。

○市民文学館担当課長 私のほうから、報告事項4「2015（平成27）年度『ことばらんど春・夏・秋・冬』の刊行について」、ご報告いたします。

2015年度に実施いたしました事業と活動内容について、『ことばらんど春・夏・秋・冬』を町田市民文学館年報2015として刊行いたしました。2015年度の特徴としては、夏の展覧会に、前年度に続き実施した近隣文学館2館との「夏の文学館スタンプラリー」では、年々参加者が増えてきており、2015年度は、前年に比べ、大幅に上回る87%増の885人の方の参加がございました。市外からの来館者の集客につなげることができました。

秋展では、町田ゆかりの作家と全国的に有名なミステリー作家を取り上げ、愛知、大阪、岩手など、全国のミステリーファンの方にもご来館をいただいたところです。

また、毎年10月に、地域と連携して開催している文学館まつりは、こちらも年々来館者が増加しておりまして、2015年度は1,100人以上の方のご来館をいただき、市民との交流や地域のにぎわいの創出に貢献できたものと思っております。

概要につきましては記載のとおりとなっております。

報告は以上です。

○委員長 何かございますか。

それでは、報告事項5に入ります。

○教育センター所長 「町田市立学校肢体不自由児送迎車運行要綱の一部改正について」の報告となります。

現在、町田市では、町田第六小学校、山崎小学校、町田第一中学校の3校に肢体不自由学級がございいますが、こちらの学級に通うお子さんの送迎に関して送迎車、タクシーあるいは送迎バス等を利用した送迎を行っております。運行する際に職員が付き添いをするという形の要綱になっているのですが、その職員の中に障がい児介助員という規定がございました。今回、障がい児介助員が特別支援教育支援員に改められたことに伴いまして、こちらの名称を変更するという内容になっております。

説明は以上になります。

○委員長 1つ確認ですが、障がい児指導員はこの要綱にはまだ入っていますよね。特別支援教育支援員に変わりますと言われましたけど、両方いるということではないのですか。

○教育センター所長 変更になりましたのは、障がい児介助員という名称だったものが、特別支援教育支援員になるということです。指導員ではなくて、介助員の名称が変更になったことに伴う改正でございます。

○委員長 障がい児指導員は残るのですね。

○教育センター所長 はい。

○委員長 ほかはどうですか。

報告事項6、お願いします。

○生涯学習総務課長 報告事項6「町田市考古資料室特別展『忠生遺跡セレクション』の開催について」、報告させていただきます。

忠生遺跡は市内最大で、関東でも有数の遺跡であります。本展は、旧石器、縄文、平安時代の集落と古墳時代横穴群の出土品から、鉄器、土器、金属製品など、約200点の優品を展示いたします。

開催期間ですが、2016年8月11日から2017年3月26日まで開催いたします。開室日ですが、8月は毎土曜日と日曜日及び祝日、9月以降は第2、第4土曜日、日曜日及び祝日で、開室時間は10時から16時までで、町田市考古資料室でござんいただけます。

これまでの考古資料室で常設展示していたものを、忠生遺跡セレクションとして展示がえをしております。忠生遺跡から発掘されたえりすぐりの資料を多数ござんになることができます。

関連企画としましては、ギャラリートーク及び撮影会を8月及び9月に4回実施する予定でございます。このときには、忠生遺跡の縄文土器の実物をもって記念写真を撮ることができます。

周知の方法ですが、8月11日の「広報まちだ」及び町田市のホームページで行います。また、市内の小・中学校の子どもたちにもぜひ知っていただきたいことから、校長会でチラシも配布させていただきました。その中では、特に事前に連絡をいただければ、平日に考古担当の職員がクラス単位での団体見学による展示解説を行うということについても、あわせてご案内をさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。楽しみですね。

報告事項7、お願いいたします。

○生涯学習センター長 報告事項7「町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要綱の

一部改正について」、ご報告いたします。

生涯学習ボランティアバンク事業は、市民の生涯学習の支援のため、専門的な知識や技術をおもちの方にボランティア登録をしていただき、また、学習したい団体のご希望をお聞きして、その両者をマッチングしまして、学習活動を支援する事業です。今回の改正は、利用を増やすため、ボランティアの登録を増やすことで学習メニューを多くすること、また、より利用しやすくすることを目的に、ボランティア登録と利用の両方の資格要件を緩和するものです。

ボランティア登録につきましては、現在、市内在住、在勤、在学する個人または市内において活動する団体となっておりますが、こちらを市内在住、在勤、在学に限らず、「市内において活動する個人又は団体」というように改正をいたします。

また、登録の有効期間が現在は2年ですが、これを3年に延長いたします。

一方、ボランティアバンクを利用できる団体の人数を、現在の5人以上から3人以上に改めることで、利用できる団体をふやします。

その他文言の整理を行いまして、2016年10月1日から施行いたします。

説明は以上になります。

○委員長 特に何かございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項8、お願いいたします。

○市民文学館担当課長 私からは、報告事項8「貴重資料庫等の殺虫・殺菌燻蒸及び全館害虫防除作業に伴う町田市民文学館の臨時休館について」、ご報告をいたします。

町田市民文学館は開館から10年が経過しております。現在、地下1階及び地下2階の書庫を中心に害虫の発生が見られます。そこで、所蔵資料を良好な状態で保存し、公開していくために、殺虫・殺菌及び防除作業を実施するため、休館にするものです。

古書や図書、原稿、文化財などを食い荒らす虫で、「紙魚」と書いて「シミ」という虫がいるのですが、現在その害虫の発生が見られます。あとダニの発生も見られますので、調査をした上で、燻蒸作業、殺虫・防除作業をするものです。

臨時休館は9月27日から10月2日までの6日間となります。なお、9月26日と10月3日の月曜日は通常の休館日となっております。

作業内容といたしましては、地下2階貴重資料庫は殺虫・殺菌燻蒸を行います。地下1階資料庫、1階資料閲覧室及び2階展示室は殺虫燻蒸を行います。そのほかは館内施設の殺虫・防除作業を行う予定です。

説明は以上です。

○委員長 質問などございますでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 51 分休憩

午前 11 時 52 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 5 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 57 分閉会